

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第496号）

〔判決文等公開請求拒否決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年4月22日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年7月20日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

「前段（略）

なお、1. 2および6. 7は同じものであるが特定のしかたがわからないので請求の仕方を場合分けして行うこととする。

1. ～5. （略）

6. ○○教諭が大阪府を相手取り裁判を起し、勝訴が大阪府知事が控訴しないことを宣言して、控訴期間が過ぎたため確定した判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて

7. ○○地裁○○年（○）第○○号事件の判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて」

- 2 令和4年8月18日、実施機関は、本件請求のうち「6. ○○教諭が大阪府を相手取り裁判を起し、勝訴が大阪府知事が控訴しないことを宣言して、控訴期間が過ぎたため確定した判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて」（以下「請求項目6」という。）及び「7. ○○地裁○○年（○）第○○号事件の判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて」（以下「請求項目7」という。）について、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしない理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

請求項目6及び請求項目7について

本件請求文書の存在又は存在を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されるおそれがあるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

- 3 令和4年10月17日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

判決の決まったものでかつ大阪府が敗訴したものを過去に情報公開請求したところ公開されているため「公開請求拒否決定処分」は不当であり、既にインターネットでも閲覧できる状態であるため、正当な拒否する理由とならない。このような決定が行われている実態については先日、毎日新聞等が報道している通りであり、隠蔽を意図していると推認せざるをえない。

なお、令和3年〇月の情報公開請求では、原告の大阪府職員が「〇〇」などと揶揄されていたことに起因する事件の判決文が公開（行政文書公開請求第〇号）されているため、このような決定は明らかに不当な隠蔽行為であり、虚偽の報告を府民に対して行うことは審査請求を要望する十分な理由である。

2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

まず、既に裁判所の判例検索により内容が検索できる状態にあるため、適切に文書を公開すること。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

裁判については、一般的に広く公にすることであるため、重要事例についてはデータベース化されており、判例等から学ぶ権利を奪うことは憲法にも逸脱する行為である。

次に、〇〇教諭が本名で訴えていることは、昨今の報道提供等でもなされている事実であり、被告並びに原告が分かれば、当該裁判所で閲覧が可能であり、事件番号等も手数料を払えば入手できる。

最後に、大阪府は過去の情報公開請求における公開された事例で、事件番号を記載せずともかつ、判例検索にひっかからない事例であっても判決内容を公開しており、中には決定通知の中にわざわざ事件番号を記載しているものもあるため、適切に文書を公開すること。

(2) 本件の経過

令和4年8月18日付け本件決定が通知された。しかしながら、令和3年〇月〇日付け〇〇第〇号によって「事件番号を記した上で公開」されていること並びに過去に〇〇並びに〇〇による情報漏洩事件の情報公開請求によって、公開されている事実を知ったため、本件処分を不服として行政不服審査法第2条の規定により、本件決定を取り消し、本件請求に係る行政文書の公開を求める審査請求を行った。

(3) 反論の理由

ア 情報公開請求制度について

情報公開請求制度の趣旨から考えると、一度公開されたものは府民に対して差別なく平等に公開（＝部分公開含む）すべきものである。

イ 「弁明書（2）弁明の理由イ（イ）」について

（ア）条例に反して本件請求に係る行政文書の存在を示している事実

（イ）一部を黒塗りにする等の部分公開決定を行えば何ら問題ではない事実

実施機関の弁明の中に、「静岡県情報公開審査会答申（平成19年7月23日付け静岡審

第15号) 」を根拠にしているが、同審査会の結論として「非開示とした文書のうち別表1の開示すべき部分欄に掲げる部分は開示すべきである」としているとおりに、裁判が終了したのちに請求人の主張を認めて公開している。

- (ウ) 上記に伴い、既に公開されているため、〇〇年(〇)第〇〇号事件(通称〇〇事件)の原告である〇〇氏の事件については判決文が公開されているのは大きく説明と矛盾しており、説明ができているとはいえない。
- (エ) 上記(ウ)においては、裁判所の判例検索等にもでてこないような案件であるが、上記(イ)の理由によって公開されている事実があり、その運用においては正しい。
- (オ) SNS等で既に知りえている情報が正しい情報であることを確認するための行為として知る権利の行使をしているのであって、個人の情報については得ようとしておらず、過去に公開されている決定等と矛盾する決定はありえない。
- (カ) 公務員の名前であっても、大阪府は作為的に名前を記載したり、黒塗りにしてみたりするなど運用基準に大きくブレがあり、情報漏洩を繰り返し行っている状況を顧みれば、府民として「本当に再発防止に努めているのか」を確認するために情報公開請求を行っている。
- (キ) 大阪府は、名前も分からない「〇〇事件は公開する」が「本名を自ら名乗っている〇〇教諭の事件」は公開しないのは、過去に情報漏洩している事実を隠蔽するための方便として非公開としていると推認せざるをえない。

3 意見書における主張

(1) 反論の趣旨

条例6条では、「何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。」とされており、解釈運用基準(P14およびP15)では「本条は、公開請求権の主体について何の限定もしない趣旨であり、何人も行政文書の公開を請求する権利を有する。」「本条に基づく公開請求については、請求者が誰であっても同じ対応を行うものである。」とされているにもかかわらず、同一内容の公文書を請求した場合に、その結果に差異があることはありえず、条例の趣旨からも逸脱していることは明らかであり、恣意的で違法な遅々として進まない対応を行っているため、条例に基づく権利に従って審査請求している。

具体的には、同姓同名の人がいるかもしれない中で、被告である大阪府はその地位を利用して原告である第三者を特定している。そのような中、審査請求人には「公開請求拒否決定処分」を行っておきながら、係争中の裁判資料であるにもかかわらず、〇〇第〇号弁明書にある通り、「原告だからとの理由で公開決定」している。このような恣意的判断を大阪府が行っているのは、決定内容に差異が生まれてくることは予見できたことであり、上記の条例の解釈運用基準からも逸脱している運用を行っているのは明らかである。したがって、条例に従った正しい運用を求めて統一的な決定を行って欲しい思いから大阪府のためを思って審査請求を行っていたが恣意的な運用が多く裁判でも違法認定されている。審査請求における審査会についても事実認定された事実を無視して行っていると思えない。

また、〇〇第〇号「弁明書」において審査請求人が知りもしない事実を認定し、それが個人情報の漏洩にあたるのではないかと意見書で指摘し、何が個人情報でありどのように個人情報の漏洩の再発防止に努めているのか府民として知る権利を行使している。決定通知等の情報公開請求

の結果等を公開しているインターネットサイト等 (<https://〇〇>) やSNSもあることから大阪府の運用を確認したところ公務員の氏名がわかる公文書を公開決定している場合、起案は黒塗りではないが、その他公文書の公務員の氏名が黒塗りになるなど統一的な判断ができていないまま公開されていることも確認できている。また、本来黒塗りのはずの個人名と思われる内容であってもそのまま公開されており、〇〇した生徒に関わる裁判資料については個人情報ではないと判断したのか既に公開されている。

このような状況から判断して、場当たりの個人情報が何かわかっていない恣意的な運用を度々行い、情報漏洩を繰り返し起こしているのが現状である。これは処分庁の公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と相手の権利利益を侵害するような行為を行っていることと同意である。したがって、公開請求拒否決定処分を取消し、既に公開されているのだから同様に公開決定されるべきである。

(2) 審査請求中の際の情報公開課との経緯と公開の事実

令和3年〇月〇日付の情報公開請求で既に公開された「大阪府立〇〇高校の〇〇教諭が、令和3年度「〇〇」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令 (SSCの画面のコピー可)」等より授業を行っていた事実は確定している。

また、以下に示すように大阪府の敗訴が確定する前から、「裁判の原告だから」との理由でも公開されており、数々の違法な対応を大阪府はしており、敗訴後に改めて公開している資料の中にも請求者が求めているものがあるにも関わらず公開していないため追加の意見書を作成している。

(3) 大阪府が控訴をせずに敗訴が確定した同様の請求における参考判例

行政文書非公開決定取消訴訟 (〇〇地裁〇〇 (〇) 〇、同〇、同〇)

〇〇年〇〇月〇〇日判決言渡 同日原本領収

〇〇年 (〇) 第〇号 処分取消等請求事件 (以下「甲事件」という。)

〇〇年 (〇) 第〇号 処分取消請求事件 (以下「乙事件」という。)

〇〇年 (〇) 第〇号 処分取消請求事件 (以下「丙事件」という。)

口頭弁論終結日 〇〇年〇月〇日

判決文 (略)

【概要】

〇〇 (〇〇) 〇 (甲事件) は、原告が自ら作成した授業教材を情報公開請求したところ、「作成した本人が請求したものであるために『知る権利の保障』を逸脱している」「情報公開請求権の濫用」などという理由で非公開にされたもの。【判決で取消された】

〇〇 (〇〇) 〇 (乙事件) は、原告が勤務校等における「体育の水泳実技に参加できない生徒に課しているレポートやその評価基準」などを請求したところ、「明らかに存在するはずのない文書」「情報公開請求権の濫用」などという理由などで非公開にされたもの。【判決で取消された】

〇〇 (〇〇) 〇 (丙事件) は、授業で実施した情報公開請求 (生徒が書いた案を原告がとりまとめ、教員としての肩書き付で提出したもの) の決定通知が、職場ではなく自宅に送られてきたもの。原告は、名宛人相違であるため無効であると主張した。【判決では請求却下】

被告は、原告がこれまで数年間に200件以上の情報公開請求をしたことなどを根拠に、請求権の濫用を主張していたが、裁判所はそれを「理由がないもの」とし、被告の主張を退けた。

本件訴訟は、実施機関が原告に対してした情報公開請求についての「非公開決定」等3件についての処分取消を求めるものであり、各処分が別個のものであることから、3件の事件として併合して審議が進められた。

【ポイント】

- ・本人訴訟による行政訴訟において、情報公開に関する「非公開決定」取消判決が出るとともに、被告（処分庁実施機関）の違法につき国家賠償請求による慰謝料が認定された。
- ・公務員が職務上作成した文書を自ら情報公開請求しても、請求権の濫用には当たらないことが判示された。
- ・原告がこれまでに218件の情報公開請求を実施したことについて、その約95%が公開請求から2ヶ月以内に公開決定等が行なわれていたことなどを理由に、被告処分庁の業務に著しい遅滞が起きていたと認めることが困難である旨が判示された。
- ・被告が非公開決定処分時に通知書に記載した付記理由について、訴訟において理由を追加することが許容されると判示された。
- ・原告の請求が請求権の濫用にあたらないことや、被告が非公開決定等をするにあたって請求内容の補正を求めなかったことなどを理由に、実施機関職員による注意義務違反を認め、慰謝料2万円が認定された。

(4) 結論

条例並びに解釈運用基準に従って、同一内容の公文書を請求した場合に、その結果に差異があることはありえず、既に裁判で敗訴が確定した大阪府は第三者と同様の文書を適切に公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件公開情報を拒否決定したことについて

本件請求に係る文書は、本件請求文書の存在又は存在を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されるおそれがあるため。

イ 本件公開情報を非公開と決定したことに係る審査請求の理由に対する弁明について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において「判決の決まったものでかつ大阪府が敗訴したものを過去に情報公開請求したところ公開されているため「公開請求拒否決定処分」は不当であり、既にインターネットでも閲覧できる状態であるため、正当な拒否する理由とされない。このような決定が行われている実態については先日、毎日新聞等が報道している通りであり、隠蔽を意図していると推認せざるを得ない。

なお、令和3年〇月の情報公開請求では、原告の大阪府職員が「〇〇」などと揶揄されていたことに起因する事件の判決文が公開（行政文書公開請求第〇号）されているため、このような決定は明らかに不当な隠蔽行為であり、虚偽の報告を府民に対して行うことは審査請求を要望する十分な理由である。」と主張している。

(イ) 実施機関は、審査請求人が主張する上記(ア)について、行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項においては、対象訴訟を特定するもので、対象訴訟の記録を閲覧し、対象訴訟原告らの住所及び氏名等を知ることができるため、条例第9条第1号の個人識別情報に当たる。

そのため、条例第9条第1号適用除外事項によって保護される利益が害されるおそれがあることから、本件請求文書の存在又は存在を明らかにすることはできない。

なお、事件番号は、裁判所名とあいまって対象訴訟を特定するもので、対象訴訟の記録を閲覧し、対象訴訟原告らの住所及び氏名等を知ることができるから「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号」の個人識別情報に当たるとされた実例がある。(行政文書一部不開示決定処分一部取消請求控訴事件 ○○高裁 ○○年(○○)第○○号 ○○年○月○日判決)

2 実施機関説明による主張

個人又は事件番号を特定した形による訴訟に関する資料の公開請求については、仮に文書が存在することが明らかになれば、裁判所等で訴訟記録の閲覧が可能となり、閲覧することによって個人のプライバシー情報を知り得るため、文書の存否を明らかにせず公開請求を拒否する決定を行った。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定について実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されるおそれがあるため、条例第12条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当であると主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第12条について

条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけ

で、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定めている。

「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、

- ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件1」という。）、
- ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件2」という。）をいう。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたものであり、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）（以下「要件ア」という。）であって
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち
- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(3) 請求項目6について

請求項目6は、その請求内容において対象文書が「〇〇教諭」という特定の個人が提起した訴訟の判決文等の資料として特定されている。この点につき、特定の個人が訴訟を提起したという情報は、特定の個人が識別され得る情報であることから要件ア及び要件イに該当する。

また、特定の個人が訴訟を提起したという情報については、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものと認められるため、要件ウに該当する。したがって、特定の個人が訴訟を提起したという情報は条例第9条第1号に該当する。

上記判決文等が存在した場合、個人名が非公開情報に該当するなどとして非公開決定ないし部分公開決定をすれば、「〇〇教諭」が訴訟を提起したということを開示することとなる。

そうすると、当該情報については、その対象文書の存否を答えるだけで条例第9条第1号の非公開情報を公開することになるから要件1に該当し、また、これらの情報が明らかになると、特定の個人に係る他人に自己の情報を知られたいと望まないという法的保護に値する利益を侵害す

るおそれが認められ、条例第9条第1号によって保護すべき利益が損なわれるため、要件2に該当する。

したがって、実施機関が請求項目6に対して条例第12条に基づいて存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは妥当である。

(4) 請求項目7について

請求項目7はその請求内容において、判決文等が特定の裁判所及び事件番号を用いて特定されている。これらの情報は、裁判所において受理された事件を識別するものであり、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められない。しかし、これらの情報が公開されれば、特定の訴訟事件の存在が明らかとなり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項に基づく訴訟記録の閲覧請求を行うことで、当該記録に記載された個人の氏名、住所その他特定の個人に関する情報が明らかとなる。したがって、事件番号は間接的に特定の個人が識別され得る情報として要件ア及び要件イに該当する。

そして、特定の個人が訴訟に関与しているという事実は、一般的に社会通念上他人に知られることを望まないものとして、要件ウに該当する。

したがって、事件番号は条例第9条第1号に該当する。

実施機関が事件番号により特定された判決文等の存在を前提として公開又は非公開の決定を行えば、特定の訴訟等の事件の存在を明らかにしてしまうこととなるから、対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記のとおり条例第9条第1号に掲げる情報を公開することとなるというべきであって、要件1に該当する。また、当該情報が明らかになると、訴訟記録に記載されている特定の個人に関する情報が明らかになることから、特定の個人について、他人に自己の情報を知られたくないという法的保護に値する利益を侵害するおそれが認められ、条例第9条第1号によって保護すべき利益が損なわれるため、要件2に該当する。

以上により、実施機関が請求項目7に対して条例第12条により公開請求拒否決定を行ったことは妥当である。

なお、仮に審査請求人が主張するように裁判所のホームページに事件の概要が掲載されていたとしても、それは個人の権利利益が侵害されることのないように相当の措置が執られたうえでの掲載であるため、それをもって訴訟記録に記載された個人に関する情報の条例第9条第1号該当性が否定されるものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮